（仮称）大磯町こどもをいじめから守る条例（素案）逐条解説

（前文）

こどもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、未来への希望であり大切な宝です。

いじめは、こどもの尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、命までも奪ってしまう重大な人権侵害です。

そして、いじめは、いつでもいかなるこどもにも起こり得るものであり、被害者にも加害者にもなる可能性を秘めているため、将来にわたっていじめの防止、早期発見、対処及び解決の取組みを確実に推進する必要があります。

大磯町は、こどもの命を最優先に、こどもの権利を尊重し、こどもたちをいじめから守ることで、こどもたちが夢や希望を抱き、学ぶことができる環境と、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため、この条例を制定します。

【趣旨】

国においては、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が、平成25年９月28日から施行されています。（仮称）大磯町こどもをいじめから守る条例（素案）は、いじめの防止等に向けて、この法律をどのように具現化してくのかを示すものです。

この前文は、本条例制定の目的や精神を明確にするために設けるものです。

【解説】

こどもは、かけがえのない存在であり、未来への希望であり大切な宝であるという前提のもと、こどもの命を最優先に、こどもの権利を尊重し、こどもたちをいじめから守ることで、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため、本条例を制定するものです。

いじめは、こどもの尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、命までも奪ってしまう重大な人権侵害であることを示しています。

また、いじめは、いつでもいかなるこどもにも起こり得るものであり、被害者にも加害者にもなる可能性を秘めています。そのため、将来にわたっていじめの防止、早期発見、対処及び解決の取組みを確実に推進していくことを示しています。

（目的）

第１条　この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいいます。以下同じです。）に係る基本理念を定め、大磯町（以下「町」といいます。）、学校、保護者及び町民の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に係る基本的な事項を定めることにより、こどもたちをいじめから守ることで、こどもたちが夢や希望を抱き、学ぶことができる環境と、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することを目的とします。

【趣旨】

本条は、本条例の制定目的を定めるものです。

【解説】

いじめは、こどもの尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、命までも奪ってしまう重大な人権侵害です。

本条例は、国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本町におけるいじめの防止等に係る基本理念（本条例第３条）を定め、町、学校、保護者及び町民の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に係る基本的な事項を定めています。そして、こどもたちをいじめから守ることで、こどもたちが夢や希望を抱き、学ぶことができる環境と、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することを目的として定めています。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

⑴　いじめ　こどもと一定の人的関係にある他のこどもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となったこどもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

⑵　学校　大磯町立の中学校等の設置に関する条例（昭和39年大磯町条例第19号）に規定する小学校、中学校及び幼稚園並びに大磯町保育所条例（昭和37年大磯町条例第３号）に規定する保育所をいいます。

⑶　町立小中学校　大磯町立の中学校等の設置に関する条例に規定する小学校及び中学校をいいます。

⑷　児童等　学校に在籍する児童又は生徒をいいます。

⑸　こども　児童等その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象と認めることが適当である者をいいます。

⑹　保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいいます。

⑺　町民　町内に居住する者又は町内に勤務し、若しくは通学する者並びに町内において事業活動を行う個人及び団体をいいます。

⑻　関係機関等　警察署、児童相談所、医療機関その他のこどもに対するいじめの防止等に関係する機関及び団体をいいます。

【趣旨】

本条は、本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めるものです。

【解説】

（第１号）「いじめ」

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第２条第１項の規定をもとに定めています。

《参考》いじめ防止対策推進法第２条第１項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（第２号）「学校」

「学校」とは、大磯町立の中学校等の設置に関する条例（昭和39年大磯町条例第19号）別表第１から別表第３までに規定する小学校、中学校及び幼稚園、並びに大磯町保育所条例（昭和37年大磯町条例第３号）第２条に規定する保育所を指します。

なお、いじめ防止対策推進法第２条第２号に規定する学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）と規定していますが、本条例においては、本町が設置者となる小学校、中学校及び幼稚園並びに保育所を対象として設定しています。

《参考１》いじめ防止対策推進法第２条第２項

この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

《参考２》大磯町立の中学校等の設置に関する条例（昭和39年大磯町条例第19号）

別表第１　中学校

名称	位置
大磯町立大磯中学校	大磯町東小磯261番地
大磯町立国府中学校	大磯町月京40番１号
大磯町立国府中学校生沢分校	大磯町生沢530番地

別表第２　小学校

名称	位置
大磯町立大磯小学校	大磯町東小磯３番地
大磯町立国府小学校	大磯町月京18番１号
大磯町立国府小学校生沢分校	大磯町生沢530番地

別表第３　幼稚園

名称	位置
大磯町立大磯幼稚園	大磯町大磯942番地
大磯町立たかとり幼稚園	大磯町生沢402番地１

《参考３》大磯町保育所条例（昭和37年大磯町条例第３号）第２条

本町に保育所を設置し、その名称、位置及び定員は次のとおりとする。

名称	位置	定員
大磯町立国府保育園	大磯町生沢438番地	90人

（第３号）「町立小中学校」

「町立小中学校」とは、大磯町立の中学校等の設置に関する条例別表第１及び別表第２に規定する小学校及び中学校を指します。

《参考》大磯町立の中学校等の設置に関する条例（昭和39年大磯町条例第19号）

別表第１　中学校

名称	位置
大磯町立大磯中学校	大磯町東小磯261番地
大磯町立国府中学校	大磯町月京40番１号
大磯町立国府中学校生沢分校	大磯町生沢530番地

別表第２　小学校

名称	位置
大磯町立大磯小学校	大磯町東小磯３番地
大磯町立国府小学校	大磯町月京18番１号
大磯町立国府小学校生沢分校	大磯町生沢530番地

（第４号）「児童等」

「児童等」とは、第２号で規定する学校に在籍する児童又は生徒を指します。

《参考》いじめ防止対策推進法第２条第３項

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（第５号）「こども」

「こども」とは、満１歳に満たない者から中学校に在籍する者までを指します。児童福祉法において、児童とは満18歳に満たない者をいうとされていることを参考に、本条第２号において規定する「学校」の定義を、本町が設置者となる小学校、中学校及び幼稚園並びに保育所を対象として設定していることから、本条例では中学校に在籍する者までを「こども」として設定しています。

「児童等その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象と認めることが適当である者」とは、本条第２号において規定する町立の小学校、中学校、幼稚園及び保育所以外に通う中学校に在籍する者までを想定しています。

《参考》児童福祉法（昭和22年法律第164条）第４条第１項

この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

１　乳児満１歳に満たない者

２　幼児満１歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

３　少年小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

（第６号）「保護者」

「保護者」とは、児童福祉法第６条で規定する内容を規定しています。また、児童福祉法第６条の４で規定する里親その他血縁関係の有無に関わりなく、現にこどもを養育する者も指します。

その他の者とは、親に代わる立場を法的に認められた者で、児童養護施設の長などを指します。

《参考１》児童福祉法第６条

この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

《参考２》児童福祉法第６条の４（一部抜粋）

この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育する者であって、養子縁組によって養親となることを希望する者その他のこれに類する者として厚生労働省令で定める者のうち、都道府県知事が第27条第１項第３号の規定により児童を委託する者として適当を認められる者をいう。

（第７号）「町民」

「町民」とは、次に掲げる者を指します。

○　町内に住む個人

○　町内の事業所等に勤務する個人

○　町内の学校等に在学する個人

○　町内で事業活動を行う個人及び団体

（第８号）「関係機関等」

「関係機関等」とは、警察署、児童相談所、医療機関等のこどもに対するいじめの防止等に関係する機関及び団体を指します。

（基本理念）

第３条　いじめは、こどもの尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、命までも奪ってしまう重大な人権侵害です。また、どのこどももいじめの被害者にも加害者にもなる可能性を持っています。こどもたちが夢や希望を抱き、学ぶことができる環境と、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため、こどもに関わる全ての者がその責務と役割を自覚し、主体的な行動と相互の連携のもと、いじめの防止等に取り組みます。

【趣旨】

本条は、本条例におけるいじめの防止等に係る基本理念を定めるものです。

【解説】

基本理念とは、条例全体の根幹となる最も基本的な考え方です。

いじめの防止等に対しては、いじめは絶対に許されないことであること、また、どのこどももいじめの被害者にも加害者にもなる可能性があるという認識を持って取り組むことが大切です。

こどもたちが夢や希望を抱き、学ぶことができる環境と、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するという目的の達成に向けていじめの防止等に取り組むためには、学校や保護者のみではなく、町、教育委員会、町民及び関係機関等が、それぞれの責務や役割を自覚したうえで主体的に行動し、相互に連携と協力の下、町全体で取り組むことを定めています。

（いじめの禁止等）

第４条　こどもは、いかなる理由があってもいじめを行ってはいけません。

２　こどもは、命及び心の大切さ並びに尊さを実感し、いじめを行わず、お互いを思いやり、いたわり合いながら、いじめのない明るい生活を送るよう努めます。

【趣旨】

本条は、いじめは絶対に許されないことを、こどもに対して明確にするために定めるものです。

【解説】

いじめを行うことは「絶対に許されない」ことであり、「いじめを行ってはならない」という考えを明確にするために定めています。年齢によっては、善悪に対する判断を十分に行うことができないこどもがいることを考慮し、敢えてこどもの責務や役割という記載をせず、禁止事項と行うべき行為を訓示的な規定で示しています。

（町及び教育委員会の責務）

第５条　町及び大磯町教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、第３条の基本理念（以下「基本理念」といいます。）に則り、いじめの防止等に関し必要な施策を講じます。

２　町及び教育委員会は、学校設置者として、学校におけるいじめの防止等に関し必要な措置を講じます。

【趣旨】

本条は、いじめの防止等のために町が行う責務について定めるものです。

【解説】

（第１項）

町及び教育委員会は、本条例第３条に規定する基本理念に則り、本町におけるいじめの防止等及びその解決を図るために、必要な施策を行っていく責務があることを示しています。

なお、必要な施策とは、次に掲げる取組みなどを想定しています。

○　本条例第10条に規定する大磯町いじめ問題対策連絡協議会の設置
○　本条例第11条に規定する大磯町いじめ問題対策・調査委員会の設置
○　本条例第12条に規定する大磯町いじめ問題再調査委員会の設置
○　本条例第14条に規定する相談体制の整備
○　本条例第15条に規定する広報及び啓発
○　本条例第17条に規定する学校以外の学校等への協力要請
○　本条例第18条に規定する町長及び教育委員会の連携

（第２項）

町及び教育委員会は、町立の小学校、中学校、幼稚園及び保育所の設置者として、各校（園）におけるいじめの防止等及びその解決を図るために、必要な施策を行っていく責務があることを示しています。

町及び教育委員会は、町全体としての施策などを行うほか、学校の設置者としての施策も併せて実施することが求められていることを示しています。

（学校及び学校の教職員等の責務）

第６条　学校は、基本理念に則り、その学校に在籍する児童等の保護者、町民及び関係機関等と連携を図り、学校全体でいじめの防止等に組織的に取り組みます。

２　学校の教職員及び保育士は、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処します。

３　いじめの防止等に関し必要な措置を講ずる際は、いじめの背景にある外的要因等を考慮し対処します。

【趣旨】

本条は、いじめの防止等のために学校、学校の教職員及び保育士が行う責務について定めるものです。

【解説】

（第１項）

学校は、本条例第３条に規定する基本理念に則り、保護者、町民及び関係機関等と連携して、いじめの防止等及びその解決を図るために、学校全体で組織的に取り組むことを責務として示しています。

これは、教職員及び保育士が１人で対応することにより、誤った対処や対処の遅れにつながることが懸念され、特定の教職員及び保育士への負担増にもつながるおそれがあることから、組織全体で取り組むことを責務としています。

（第２項）

学校の教職員及び保育士は、児童等がいじめを受けているという疑いがある場合は、適切かつ迅速に対処することを責務として定めています。

なお、「適切かつ迅速に対処する」とは、第１項の「学校全体で組織的に取り組む」ことを前提としています。

（第３項）

学校の教職員及び保育士は、いじめの防止等に関し必要な措置を実施する時には、いじめの事象だけを捉えて対応するのではなく、その背景ある根本的な原因等を把握し、対応することを責務として定めています。

なお、「考慮し対処する」とは、第１項の「学校全体で組織的に取り組む」ことを前提としています。

（保護者の責務）

第７条　保護者は、その保護するこどもがいじめを行うことのないよう、そのこどもに対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めます。

２　保護者は、その保護するこどもがいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護します。

３　保護者は、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための施策及び措置に協力するよう努めます。

【趣旨】

本条は、いじめの防止等のために保護者が行う責務について定めるものです。

【解説】

（第１項）

保護者は、こどもの教育について第一義的責任を有するものであり、その保護するこどもがいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導などを行うように努めることを求めています。

これは、本条例第３条の「基本理念」を十分に理解したうえで、本条例第４条の「いじめの禁止等」に規定する「いかなる理由があってもいじめを行ってはならない」ことを十分に理解させるよう努めることなどを求めています。

（第２項）

保護者は、その保護するこどもがいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護することを求めています。

これは、いじめの未然防止という観点から、日頃からこどもにはいじめなどの悩みがあった場合には、周囲の大人に相談するように働きかけることや、保護者は学校や地域の方々との情報交換に努めることなどを求めています。

（第３項）

保護者は、町や学校が行ういじめの防止等のための施策や措置に協力することを求めています。

これは、町や学校が行うアンケート調査や聴取り調査、また、広報や啓発活動などへ協力することなどを求めています。

（町民の役割）

第８条　町民は、基本理念に則り、地域におけるこどもの見守りや声掛け等により、こどもが安心して生活することができる環境づくりに努めます。

２　町民は、こどもがいじめを受けていると思われるときは、速やかに町、学校、保護者又は関係機関等に情報を提供するよう努めます。

【趣旨】

本条は、いじめの防止等のためには、町民などの協力も重要であることから、町民が担う役割について定めるものです。

【解説】

（第１項）

町民は、いじめが行われることがないように、地域においてこどもに対する見守りや声掛けなどを行い、こどもが安心して生活することができる環境づくりに努めることを求めています。

具体的には、こどもの登下校の見守りなどが考えられますが、これは、新たな取組みを求めるものではなく、これまでの地域の見守り活動や、こどもたちへの挨拶や声掛けを継続して行っていただくことで、これらの活動や取組みへの協力を求めています。

（第２項）

町民は、こどもがいじめを受けていると思われることを発見した場合には、速やかに町や当該学校、こどもの保護者又は関係機関等に情報を提供するよう努めることを求めています。

ここで規定する学校とは、そのこどもが在籍する学校を指しますが、在籍校が不明な場合は、町や関係機関等へ情報提供していただくことを想定しています。

（いじめ防止基本方針）

第９条　教育委員会は、法第12条の規定に基づき、町のいじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」といいます。）を定めます。

２　町立小中学校は、法第13条の規定に基づき、当該学校のいじめ防止基本方針を定めます。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第12条及び13条の規定に基づき、町及び町立の小学校及び中学校が、いじめ防止基本方針を策定することを定めるものです。

【解説】

（第１項）

町は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、町がいじめ防止基本方針を定めることを示しています。

《参考》いじめ防止対策推進法第12条

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（第２項）

町立の小学校及び中学校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、その学校のいじめ防止基本方針を定めることを示しています。

《参考》いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第10条　教育委員会は、法第14条第１項の規定に基づき、大磯町いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」といいます。）を置くことができます。

２　協議会は、法第14条第１項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。

３　協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。

【趣旨】

本条は、教育委員会が、いじめ防止対策推進法第14条第１項に基づき、大磯町いじめ問題対策連絡協議会を置くことができることを定めるものです。

【解説】

（第１項）

教育委員会は、いじめの防止等のための対策として、いじめ防止対策推進法第14条第１項の規定により、大磯町いじめ問題対策連絡協議会を設置することができることを定めています。

（第２項）

大磯町いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条第１項に規定するいじめの防止等に関係する機関や団体との連携の推進について協議し、その機関や団体相互の連携を図ることを定めています。

《参考》いじめ防止対策推進法第14条第１項

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

（第３項）

本協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会の規則で定めることとしています。

なお、現在、大磯町においては、本協議会を設置しておらず設置する予定はありませんが、本協議会が必要となった場合に設置することができるように、本条に規定しています。

（いじめ問題対策・調査委員会）

第11条　教育委員会は、法第14条第３項の規定に基づき、大磯町いじめ問題対策・調査委員会（以下「委員会」といいます。）を置くことができます。

２　委員会は、児童等に重大事態が発生したときは、教育委員会の諮問に応じ、調査審議します。

３　委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第14条第３項に基づき、教育委員会の附属機関として、大磯町いじめ問題対策・調査委員会を置くことができることを定めるものです。

【解説】

（第１項）

いじめ防止対策推進法第14条第３項の規定により、教育委員会の附属機関として、大磯町いじめ問題対策・調査委員会を設置することができることを定めています。

《参考１》いじめ防止対策推進法第14条第３項

前２項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（第２項）

児童等に、いじめ防止対策推進法第28条第１項に規定する重大事態が発生したときは、大磯町教育委員会の諮問に応じて調査審議することを定めています。

《参考２》いじめ防止対策推進法第28条第１項

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1)　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2)　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（第３項）

本委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会の規則で定めることとしています。

なお、本委員会は、大学教授や弁護士、精神科医などの専門的知識や学識経験を有する者で構成し、親族など当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していない者（第三者）をもって構成するものとし、公平性及び中立性を確保します。

（いじめ問題再調査委員会）

第12条　町は、法第30条第２項の規定に基づき、大磯町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」といいます。）を置くことができます。

２　再調査委員会は、町長の諮問に応じて、法第28条第１項の規定による調査の結果について法第30条第２項に規定する調査を行います。

３　再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町規則で定めます。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第30条第２項に基づき、町長の附属機関として、大磯町いじめ問題再調査委員会を置くことができることを定めるものです。

【解説】

（第１項）

いじめ防止対策推進法第30条第２項の規定により、町長の附属機関として、大磯町いじめ問題再調査委員会を設置することができることを定めています。

《参考》いじめ防止対策推進法第30条第２項

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

（第２項）

本条例第11条に規定する大磯町いじめ問題対策・調査委員会が行った重大事態に関する調査に対して、再調査又は同種の事態の発生の防止を図る必要がある場合には、大磯町いじめ問題再調査委員会は、町長の諮問に応じて再調査を行うことを示しています。

（第３項）

本再調査委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、町の規則で定めることとしています。

なお、本再調査委員会は、大学教授や弁護士、精神科医などの専門的知識や学識経験を有する者で構成し、親族など当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していない者（第三者）をもって構成するものとし、公平性及び中立性を確保します。

（財政上の措置）

第13条　町は、こどもに対するいじめの防止等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

【趣旨】

本条は、いじめの防止等に関する施策を実施するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めるものです。

【解説】

町は、いじめの防止等に関する施策を実施するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めています。

なお、必要な財政上の措置とは、次に掲げる措置などを想定しています。

○　本条例第10条に規定する大磯町いじめ問題対策連絡協議会の設置に係る措置

○　本条例第11条に規定する大磯町いじめ問題対策・調査委員会の設置に係る措置

○　本条例第12条に規定する大磯町いじめ問題再調査委員会の設置に係る措置

○　本条例第14条に規定する相談体制の整備に係る措置

○　本条例第15条に規定する広報及び啓発に係る措置

（相談体制の整備）

第14条　町及び教育委員会は、こどもに対するいじめの防止等のため、こども及び保護者並びに町民が相談することができる体制を整備し、これを周知します。

２　学校は、児童等に対するいじめの防止等のため、児童等の状況を把握するとともに、児童等及び保護者が相談することができる体制を整備します。

【趣旨】

本条は、町、教育委員会及び学校がいじめの防止等のために、こども及び保護者並びに町民が相談することができる体制を整備し、これを周知することを定めるものです。

【解説】

（第１項）

町及び教育委員会は、いじめの防止等のために、こどもや保護者、町民が相談することができる体制を整えるとともに、これを周知することを定めています。

具体的には、こどものために新たに構築する予定のこどもいじめ相談窓口のほか、次の掲げる機関での相談を想定しています。

○　教育委員会

○　教育支援室つばさ（教育研究所）

○　こども家庭センター

○　子育て支援総合センターめばえ

また、具体的な周知方法としては、広報おおいそ、町ホームページやSNS、また、町が発行するリーフレットやチラシなどを想定しています。

（第２項）

学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的知識を有する者を活用し、児童等の状況を把握するとともに、児童等や保護者が相談することができる体制を整えることを定めています。

（広報及び啓発）

第15条　町及び教育委員会は、こども及び保護者並びに町民に対して、こどもに対するいじめの防止等に関する広報及び啓発活動を行うものとし、この条例への理解が得られるよう努めます。

【趣旨】

本条は、町及び教育委員会が、いじめの防止等に関する必要な広報及び啓発を行うことを定めるものです。

【解説】

町及び教育委員会が、こども、保護者及び町民に対して、こどもに対するいじめの防止等に向けた施策や取組みなどについて必要な広報及び啓発を行うことにより、町全体でこどもをいじめから守る意識を醸成することを目指しています。

（個人情報の取扱い）

第16条　いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た個人の情報を他人に漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

【趣旨】

本条は、本条例の施行に当たって、取り扱う情報が個人情報に密接に関係することから、個人情報の取扱いについて定めるものです。

【解説】

いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様に個人情報を他人に漏らしてはならないことを定めています。相談業務などのいじめの防止等のための対策に携わる者は、その時点で守秘義務を負う関係者となります。

なお、個人情報の取扱いについては、大磯町個人情報の保護に関する条例（令和５年大磯町条例第８号）の適用を受けることになります。

（学校以外の学校等への協力要請）

第17条　町長及び教育委員会は、学校以外の学校等の設置者又は管理者に対して、町のいじめの防止等の施策について協力を求めることができます。

【趣旨】

本条は、町及び教育委員会が、本条例第２条第２号に規定する学校以外の学校等に対する協力要請について定めるものです。

【解説】

町は、本条例第２条第２号に規定する学校（町立の小学校、中学校、幼稚園及び保育所）を除く学校（町外や私立の学校や幼稚園、保育所）の設置者又は管理者に対し、いじめの防止等について必要な協力を求めることを定めています。

具体的には、私立学校に通うこどもの保護者（町内在住）から学校でいじめを受けているという相談があった場合や、学校に通う児童等と町内の私立学校に通うこどもとの間でいじめが起きているとの情報が保護者から寄せられた場合に、当該私立学校への事実関係の確認や、問題解決に向けた協議への参加などの協力を求めることなどを想定しています。

また、町のいじめの防止等に係る啓発用チラシなどの配布をお願いすることなどを想定しています。

（町長及び教育委員会の連携）

第18条　町長及び教育委員会は、いじめの防止等のための施策を連携して推進するため、いじめに関する情報を共有し、積極的に連絡調整を行います。

【趣旨】

本条は、町長と教育委員会は、いじめの防止等のための施策を連携して推進するために、情報を共有するとともに、積極的に連絡調整を行うことを定めるものです。

【解説】

いじめの防止等の施策を推進するためには、町長と教育委員会が連携して取り組むことが重要となります。既に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、総合教育会議を設置して情報を共有し連絡調整を行っているところですが、それ以外においても常日頃から連携を密にし、いじめの防止等の推進に取り組むことを定めています。

（委任）

第19条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定めます。

【趣旨】

本条は、本条例の施行について必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定めることを定めるものです。

【解説】

本条例に定めるもののほか、本条例の施行に関し必要な事項は、町長又は教育委員会が規則等により定めることとしています。

附　則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行します。

【趣旨】

本条例の施行期日を定めるものです。

【解説】

本条例は、令和〇年〇月〇日から施行することを定めています。